

2002年1月18日提出

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

年金数理人 小池 敏夫

「企業会計基準適用指針公開草案第3号
退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」に対するコメントについて

【確認・要望事項】退職一時金制度の廃止に伴う退職給付制度終了の認識時点について

退職一時金制度を廃止する際には、事業主から従業員へ自己都合要支給額又は会社都合要支給額の支給をすることにより退職一時金制度が廃止されるが、事業主の資金繰りの関係から当該支給額を複数回に分割して支払う場合があり、所得税法ではこのような支払方法を想定して退職所得控除に関する規定を設けております。

この場合の取扱いについては明記されていませんでしたが、退職給付制度の終了は、事業主から従業員へ分割して支払を行った時点ではなく、分割して支払う金額が確定した時点ということによろしいでしょうか。

よろしければ、この場合の退職給付制度終了の認識時点についても、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」に追記していただきたいと思ます。

以上